

訪問看護サービス 重要事項説明書

(訪問看護・リハビリテーションサービスを以下、「訪問看護」とします)

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者	株式会社わざケア
代表者	渡部 達也
所在地	仙台市太白区富田字上野西 16-6
連絡先	022-743-1580
法人設立年月日	平成24年2月1日

2. 利用者に対する訪問看護を提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所	訪問看護ステーションわざケア
事業者番号	0465490142
所在地	仙台市太白区富田字上野西 16-6
連絡先	022-743-1580
管理者	看護師 黄川田 美紀
通常の訪問エリア	仙台市太白区・若林区、名取市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が、治療の必要の程度につき訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。</p> <p>事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的な訪問看護の提供に努めるものとします。</p> <p>看護師等は、自ら提供する訪問看護の質を評価して質の向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとします。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜（国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

* 営業日・営業時間外にも必要性に応じて稼働している場合がありますが、ご連絡やご相談は営業日・営業時間内をお願いいたします。緊急時訪問看護のご契約をされた方には、別途緊急時の携帯番号をお伝えいたします。

(4) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	備 考
看護職員	看護師	9名	1名	うち1人管理者と兼務
リハビリ職員	理学療法士	3名	0名	
	作業療法士	5名	2名	
事務職員		0名	2名	

3. 提供する訪問看護の内容及び費用について

(1) 提供する訪問看護の内容について

* 訪問看護のご利用と訪問看護指示書については巻末資料参照してください

サービス区分	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画等に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護	医師の指示により バイタルサインのチェック、病状等観察、療養指導、体位交換、栄養・食事の援助、排泄援助、整容・更衣の介助、保清、療養環境整備、認知症・精神障害ケア、社会資源調整、酸素管理、吸引・吸入、留置カテーテル交換・管理、褥瘡予防・処置、創傷処置、在宅中心静脈栄養、経管栄養の管理、人工肛門処置・管理、人工膀胱処置・管理、気管カニューレ管理、人工呼吸器管理、血糖値管理、服薬管理・指導、注射・点滴実施・管理、浣腸・摘便などを行う。
訪問リハビリ	医師の指示、 <u>当看護職員の定期的な訪問による状態の評価のもと</u> バイタルサインのチェック、病状の観察、精神面の健康状態の確認と助言、介助者の健康状態の確認と助言、再発の予防、日常生活動作の指導・訓練、身体機能の維持・改善のための訓練、福祉用具または補装具・住宅改修などの福祉制度利用の評価と相談、呼吸機能の維持・改善、趣味・社会参加促進のための助言、療養生活・家族への介護指導、精神的な支援などを行う。

(2) 看護・リハビリ職員の禁止行為

看護・リハビリ職員は訪問看護の提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対する訪問看護の提供
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用料金表

基本料金として健康保険法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額（別紙料金表）の支払いを利用者から受けるものとします。

(4) 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	利用料及びその他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月にお渡しします。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	現金及び事業者指定口座への振り込み場合は、請求月の末日までにお支払い下さい。 当社指定（七十七銀行）銀行からの自動振替をご希望される場合は請求月の27日に振替となります。 お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

4. 訪問看護の提供にあたって

- (1) 訪問看護の提供に先立って、(国民)健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、各種受給者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が介護保険の対象者であって要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) 訪問看護の提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 理学療法士等による訪問看護は、「その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させる」という位置付けのものとなっています。
- (6) 看護・リハビリ職員に対する訪問看護の提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5. 緊急時の対応方法について

緊急時に備え緊急事態連絡カードを整備し、訪問中などに利用者に病状の急変等が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じ、カードに記載した連絡先にも連絡します。

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 險 会 社 名	AIG 損害保険株式会社
保 險 名	総合賠償責任保険
保 障 の 概 要	業務遂行事故、生産物・業務結果事故、権利侵害事故、業務加護事故事業者について、損害賠償請求がなされた場合に補償される

7. 災害等発生時における対応について

災害等が発生した場合には当事業所の対応マニュアルに基づく体制となります。

災害等により訪問看護の提供中に避難指示・勧告等があった場合には訪問看護を中断し指示に従います。

利用者の居住区域や当事業所所在区域において、訪問看護を提供できない何らかの災害等が発生した場合、ご連絡の手段が確保されない状況下では訪問看護の提供を取りやめることがあります。その場合は、連絡の手段が確保できた時点で以降の訪問看護の提供についてご相談させていただきます。

8. 訪問看護の提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します（8に記す相談窓口と同様）。

利用者は提供された訪問看護に対して苦情がある場合には、事業者・市町村等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(2) 苦情申立の窓口

仙台市介護事業支援課	022-261-1111
仙台市太白区障害高齢課介護保険係	022-247-1111
仙台市若林区障害高齢課介護保険係	022-282-1111
名取市介護長寿課	022-384-2111
宮城県国民健康保険団体連合会	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会	022-716-9674

(3) 苦情解決責任者

事 業 者 代 表	渡部 達也
-----------	-------

9. 担当する看護・リハビリ職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談担当者	黄川田 美紀
連絡先電話番号	022-743-1580
受付日	月曜から金曜（国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

* 担当する看護・リハビリ職員に関しては、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

10. 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	当事業者は、以上の重要事項について利用者へ説明しました。	
	所在地	仙台市太白区富田字上野西16-6
	事業者 代表者	株式会社わざケア 代表取締役 渡部達也 印
	事業所 管理者	訪問看護ステーションわざケア 看護師 黄川田美紀 印

利用者 (代理人)	以上、重要事項について説明を受け、内容を確認しました。	
	氏名	印

営業日以外や営業時間外の当事業所の体制と

緊急時訪問看護・24時間対応体制について

1. 当事業所は、営業日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く月曜～金曜）以外の訪問は、医療依存度が高いなど必要性の高い方へのみ訪問を行っております。その勤務体制は休日体制（看護師若干名の出勤）となっております。
2. 営業日以外や営業時間（8時30分～17時15分）外の体制は緊急電話当番の看護師1名による自宅待機（オンコール）をとっています。（宿直や夜勤体制ではありません。）
3. すぐに電話を受けられるように心がけていますが、緊急電話や緊急訪問が重なるなど状況によっては1回で取れないことがあり、繰り返しのお電話をお願いする場合があります。
4. 営業日以外や営業時間外で緊急訪問が必要になった場合、緊急電話当番の看護師が電話を受けた場所から訪問に伺いますので、訪問の準備などで状況によってはお時間がかかる場合があります。
5. ご利用者の情報の共有方法としてモバイル機器を利用しております。

荒天時の対応

- (1) 気象状況に「特別警報」が出された時
- (2) 気象状況に「警報」が出された時または荒天が予想されると発表があった時
- (3) お住いの地区に「警戒レベル3以上」が発令された時

安全を考慮し以下のように対応させていただきます。

- (1) 訪問エリア（移動ルートも含む）に以下の特別警報が発表された場合

安全を優先し原則訪問をお休みさせていただきます。

特別な事情がある場合に限り、時間等を調整させて頂き訪問致します。（スタッフ2名体制）

①大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されるもの。

大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続される。

②大雪特別警報

数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表されるもの。

③暴風特別警報

数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表されるもの。

④暴風雪特別警報

数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表されるもの。

「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけるもの。

⑤波浪特別警報

数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表されるもの。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

⑥高潮特別警報

高潮特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表されるもの。

- (2) 訪問エリア（移動ルートも含む）に以下の警報が発表された場合または荒天が予想されると発表があった場合、安全を優先し日時の調整または訪問をお休みさせて頂くことがあります。

①大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。

②洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

③大雪警報

大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

④暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

⑤暴風雪警報

雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」が発表される。

⑥波浪警報

高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

⑦高潮警報

台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されるもの。

(3) ご利用者様のお住いの地域に警戒レベル3以上の避難情報が出た時

速やかに避難をお願いするとともに、日時の調整を行い訪問は必ずお休みとさせていただきます。

緊急の訪問も伺うことができなくなりますので、「数時間程度誰も訪問できなくなる」ことを想定し、自分の命を守るためにどうすればよいかの検討(災害時対ハンドブックの作成などのお手伝い)をさせていただきます。

※通常の訪問へは、警報や避難指示・勧告が解除された状況に応じて速やかに通常の業務へと戻していきます。

訪問看護と訪問看護指示書について

1) はじめに

訪問看護ステーションからの訪問看護・訪問リハビリテーションサービス（以下「訪問看護」）をご利用できる方は、主治医の診療により、訪問看護が必要であると認められた方に限ります。

訪問看護を受ける際には、主治医から訪問看護ステーションへ訪問看護指示書（精神科訪問看護指示書）が交付されることが前提となります。

交付に係る指示書料はご利用者負担となり、指示書を交付した主治医の医療機関からご請求がありますので予めご了承ください。

2) 訪問看護指示書の種類と留意点について

訪問看護指示書には4つの種類があります。

(1) 訪問看護指示書

◎通常使用される訪問看護指示書です。

◎指示期間は主治医の判断となりますが、最長でも6ヶ月までとなります。

◎指示書料は、「300点（自己負担1割の方は300円、3割の方は900円）」となります。

(2) 特別訪問看護指示書

◎急性増悪や退院直後などにより、頻回の訪問看護が必要になった場合に交付されます。

→介護保険対象のご利用者様の場合、医療保険による訪問看護に切り替わります

◎特別訪問看護指示書は「訪問看護指示書が交付されていること」が前提条件となります

◎特別訪問看護指示書の交付は原則として月1回です。

◎指示書料は「100点（自己負担1割の方は100円、3割の方は300円）」となります。

◎指示期間は14日間までとなります。

(3) 在宅患者訪問点滴注射指示書

◎週3日以上点滴注射を行う必要を認めた場合に交付されます。

◎患者1人につき週1回（指示期間7日以内）に限り、月に何回でも交付できます

◎週3日以上点滴を実施した場合に指示書料が発生します。

◎指示書料は「60点（自己負担1割の方60円、3割の方180円）」となります。

(4) 精神科訪問看護指示書

◎精神障害を有する方、又はその家族を対象に訪問する場合に交付される指示書です。

◎精神科を標榜する医療機関の精神科の保険医が交付しできます。

◎指示書料は「300点（自己負担1割の方300円、3割の方900円）」となります。